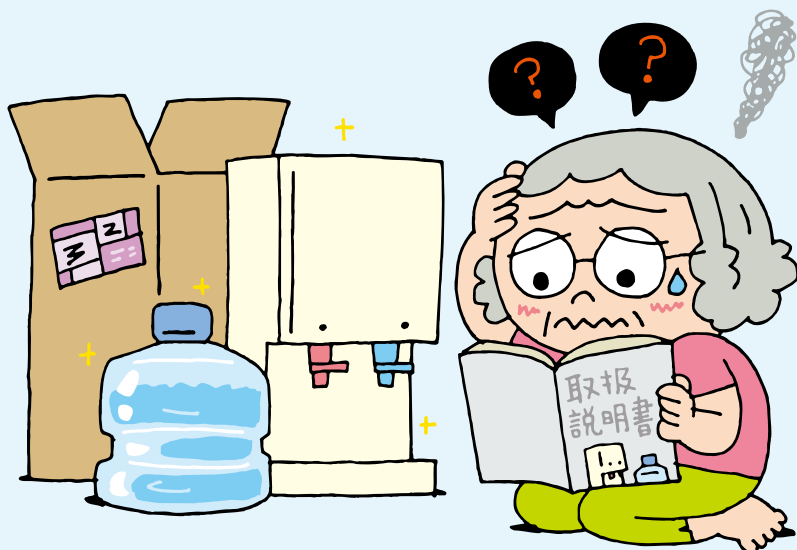


見守り 新鮮情報

ショッピングモールで、「1カ月は無料。その後も500円程度でおいしい水が飲める」と勧誘され、**ウォーターサーバーのレンタル**と2カ月に1回の**水の定期宅配契約**をした。自宅にサーバーと水が届いたが、**設置方法が分からず**、自分で**管理出来ない**と思った。その

日のうちに電話で**解約**を申し出たところ1万6千円の**高額な解約料**を請求された。解約料が発生するという説明は聞いていない。(70歳代 女性)



ショッピングモールで 勧誘されたウォーターサーバー

ひとこと助言

契約前によく考えよう



見守るくん

- ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思えても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが出来るか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。契約する際は、管理・取り扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- 場合によってはクーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。